

いじめのない学校づくり

(学校いじめ防止基本方針)

～ 学ぶ喜びと充実感があり 一人一人が主役になれる学校 ～



柏市小規模特認校
柏市立手賀東小学校
TEGAHIGASHI Elementary School

いじめのない学校づくり（学校いじめ防止基本方針）

～学ぶ喜びと充実感があり、一人一人が主役になれる学校～

柏市立手賀東小学校

1 基本理念

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義され、児童生徒の教育を受ける権利を侵害する行為である。また、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、学校においてはその未然防止及び発生時に適切に対応していくことが強く求められている。

子どもは一日の多くの時間を学校で過ごしている。したがって、子どもが抱える悩みや問題行動に対して適切な予防手段を講ずるという点で、教師の果たす役割は大きい。いじめは、重大な人権侵害であるいじめの防止についても全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組まなければならない。

いじめのない学校づくりを推進するうえで最も重要なことは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、生徒指導の充実を図り、児童理解を適切に行いながら児童が楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことである。また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等の早期発見・早期対応を図る必要があり、保護者との信頼関係や関係機関との連携を構築しつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を行うことも必要である。（多様な個性に応じたきめ細かい対応）

本校においては、小規模特認校として現在取り組んでいる「チャレンジ・喜びプロジェクト」「発見・感動プロジェクト」「なかよしプロジェクト」「連携・協力プロジェクト」の内容を一層充実させることが、一人一人を大切（子供たちの実態に応じた対応）にし、すべての子どもたちに生き生きと活動できる学校生活を保障することとなり、これが積極的な生徒指導およびいじめ防止につながる。児童に対して、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼすことを理解させ、いじめを行わない事はもちろん、見たり、聞いたりしたときは勇気を持って教師や周囲の大人に伝えたり、相談したりできるように指導するとともに速やかに対処できる体制を整える。さらに、日頃の保護者や地域、関係機関との連携は、問題解決時やいじめを受けた児童の生命・心身の保護にも効果的に作用するものと考えている。

いじめ防止に向けて、引き続き「学ぶ喜びと充実感があり、一人一人が主役になれる学校」を目指し、子どもたちにとって安心・安全な学校となるよう努めていきたい。

令和2年度 柏市立手賀東小学校学校経営

＜学 校 教 育 目 標＞

「新たな時代を豊かに生きる力の育成」

～かしこく なかよく たくましく～

＜学校像＞

- 1 安心・安全な学校
- 2 一人一人を成長させる学校
- 3 家庭や地域と連動する学校

＜児童像＞

- 1 自ら学び続ける子
- 2 みんな仲良くする子
- 3 強い心と体を鍛える子

＜教師像＞

- 1 使命感に燃え子供を愛する教師
- 2 子供と共に遊び、学ぶ教師
- 3 協力・連携できる教師

＜目指す新たな学校の姿＞

小さな学校 大きな学び！ ～教育の「不易と流行」がここにある～

※伝統ある学校で最新の学びを行います

＜創造への重点＞

- これからの新しい社会で豊かに生きていくための必要な資質や能力を身につける
- 校内外の教育資源を活かした体験的、探究的な学習の充実による学習意欲の向上
- 教職員のチームワークと専門性の発揮による組織的教育活動の推進
- 令和時代にふさわしい「新たな学び」の創造(1人1台端末の活用、外国語活動 等)

○柏市小規模特認校
○柏市学びづくりフロンティア
プロジェクト
○柏市算数科指導力向上事業
○柏市研究指定校

4つのプロジェクト

体験プロジェクト

豊かな自然環境と地域の特性を活かした教育活動を実践します。

- 農業体験や生き物観察などの体験をもとに、一人一人が課題を持ち、解決する学習を行い、問題発見・解決能力を育てます。(田植え、いちご狩り等)
- 手賀地域ならではの教育活動を行い、地域を大切に思う気持ちを育てます。



チャレンジプロジェクト

個を伸ばすための支援と
学び続ける意欲と習慣を育みます。

- 一人一人の力を伸ばすための支援を行います。
- 学ぶ意欲を高め、「わかった!」「できた!」「おもしろい!」と感じる授業を行います。
- ※1人1台端末による RPDCA サイクルの開発
- ※外国語活動の充実(・ステップアップ学習会の開催、・外国人との ICT による交流)

なかよしプロジェクト

校内外における交流活動により
コミュニケーション能力を育みます。

- 縦割り活動や他校との交流を通して、人の立場に立って考え、協力し合う気持ちを育てます。
- ※手賀中、手賀西小・柏一小等との交流
- ※地域との交流(・アネシス訪問・収穫祭・ふれあいの会・自然の家祭り 等)

連携プロジェクト

情報発信・収集及び外部人材の活用を積極的に行います。

- 授業や行事、取り組み、お願いしたいことなどを広く知らせ、学校の状況と課題を知ってもらえるようにします。※学校ホームページの充実
- 保護者や地域の願いを聞き、社会に開かれた学校にします。
- 学校支援ボランティアや、大学・高等学校、教育関係機関、企業等と協力した学習を行い、子ども達のやる気を高めます。
- 地域、関係機関との連携により、子どもたちの安全を守ります。

・PTA
・ふるさと協議会
・地域住民
・高等学校
・企業
・教育関係機関

・学校評価
・学校評議員会議

2 いじめ対策組織

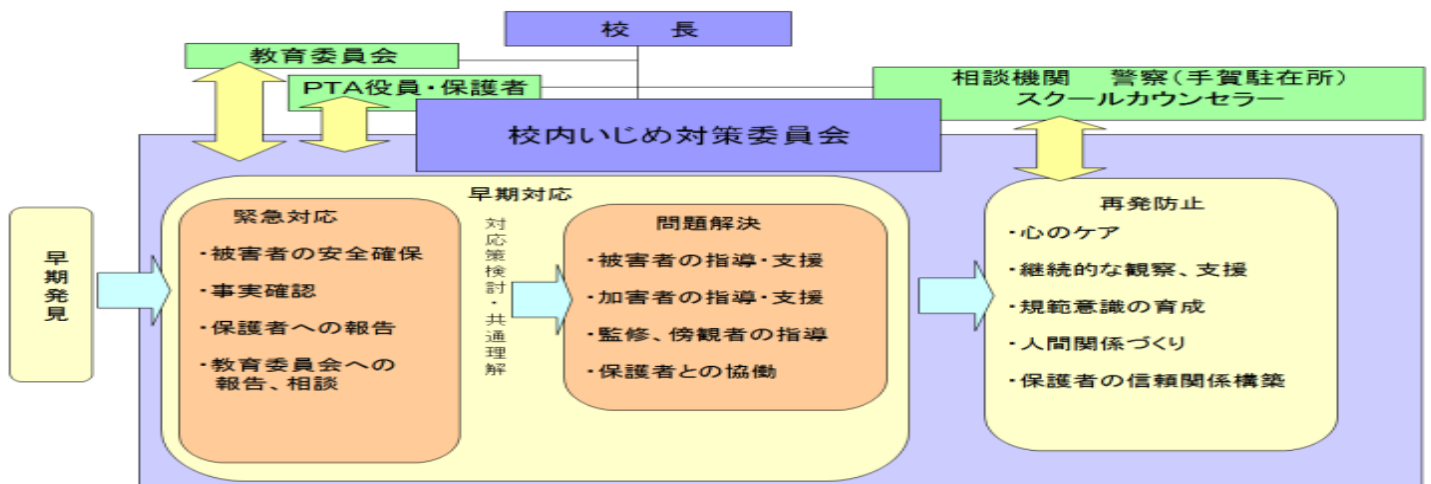
生徒指導部を中心に校内いじめ対策委員会を設置し、いじめの未然防止，早期発見，早期解決を図る。

「校内いじめ対策委員会」

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談担当
道徳教育担当 人権教育担当 特別支援教育コーディネーター

* 必要に応じて P T A 役員等外部関係者

<手賀東小学校いじめ対策組織>



<児童生徒課（教育委員会）との連携>

学級経営アドバイザー派遣・スクールサポーター配置・各種サポート教員の配置（生徒指導，不登校支援・特別支援）・教育支援員配置・医療的ケア看護師配置・スクールカウンセラースーパーバイザー及びスクールカウンセラー派遣・スクールソーシャルワーカー・柏市問題対策支援チーム派遣・弁護士派遣・中堅教諭等資質向上研修・いじめ問題対策リーダー研修会・性同一性障害や性的指向，性自認に係る児童生徒理解のための研修・年間4回の生徒指導主任連絡協議会開催

3 いじめの未然防止について

- ◎生徒指導の充実・・・「なかよしプロジェクト」の取り組みを充実させ，心身ともに健康で，一人一人が力を発揮できる生活環境をつくる。
- 「いじめ0」を目指す体制を整える。
- 教科担任制・TTによる指導・支援を行う。
- スクールカウンセラー・特別支援教育アドバイザーとの連携を図る。
- 教科指導の機能を生かしたわかる授業を行い「できた！わかった！」喜びを増やす。
- ◎研修・・・人権や人権擁護，いじめ防止に関する基本的な知識を習得し，その内容と意義について理解を深める。
- 年度初めの職員会議で，自校の「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- いじめ防止や人権教育に関する研修会を実施する。（長期休業中）
- ◎道徳教育の充実（豊かな人間関係づくり実践プログラムを含む）・・・「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を養い，それが態度や行

動に現れるような指導・支援により、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題を未然に防止する。

○豊かな人間関係づくり実践プログラムの教材を整備し、全学年で年間4時間以上の授業を実施する。

○副読本や映像教材等を活用し、毎学期に1時間以上のいじめや人権に関する授業を実施する。

◎教科担任制 TT・・・授業を充実させるとともに、各学級の児童を複数の教員で指導しながら、違った視点から児童の様子を把握し、適切に指導・支援していく。

○生徒指導の機能を重視したわかる授業を展開していく。

○学級担任と教科担任間で、クラスや児童の様子等の情報交換を密に行っていく。

○学級や児童の実態に応じて、複数の教員で指導するTTの授業を行えるよう時間割等の調整を図る。

◎たて割り活動の充実・・・「なかよしプロジェクト」における縦割り活動を「なかよし活動」と称し、異学年との取り組みにより組織的な取り組みを行いながら、互いに気遣う姿勢を養う。

○年度初め（5月）に全校宿泊を実施し、2日間の縦割りグループでの活動を通して、集団生活の基礎づくりを行う。

○縦割り清掃 なかよし給食 なかよしあそび：日常生活における清掃や給食、遊びに縦割り活動を取り入れ、異学年間で望ましいリーダーシップや思いやり・感謝の心、向上心等を養う。

○集団登下校において、互いに気遣う気持ちを持たせ、安全・安心な生活づくりに努めさせる。

◎情報教育の充実・・・ネット活用上のルール、マナーの指導を適切に行う。

○柏市ITアドバイザーに支援を依頼し、PCの扱いについての理解を深めさせる。

○企業等の出前授業を活用し、インターネットの正しい使い方についての意識を高める。

○家庭と連携して、ネット利用に関するルールやフィルタリング等の対策を共通理解して、児童に適切に指導できるようにする。

◎保護者・関係機関との連携・・・いつでも協力を惜しまないという姿勢を示し、教師と親の間に良好な信頼関係を築く。

○保護者と日常的に連絡を取り合う関係を築く。（欠席連絡、学校や家庭での様子等）

○家庭訪問（4～5月状況に応じて）及び個人面談（7月・12月）を行い、信頼関係を深めるとともに、児童についての理解を深めながらいじめ等の問題に適切に対応できるようにする。

○必要に応じて専門の医療機関で症状やその対応に関して助言を得る。

◎特別支援教育の充実・・・当該児童生徒に係る適切な判断や必要な支援ができる体制を整える。（特別支援教育推進委員会）

○柏市教育委員会児童生徒課の指導主事を招聘し、特別支援教育についての理解を深める。

○研修会を通して児童の実態、個別対応についての情報交換を行う。

○特別に配慮の必要な児童について共通理解を図る。

◎その他

○教職員による体罰や暴言、不適切な発言は、いじめにつながることを理解して、指導・支援にあたる。（柏市不祥事根絶通信の内容の徹底）

○暴力、暴言、いじめは絶対に許さない姿勢を示していく。

○過度の競争意識等によるストレスからいじめが起こらないように留意する。

4 いじめの早期発見について

◎実態把握・・・適切に教育相談やアンケート（保存期間は、実施年度末から5年間）

および日常的な状況把握を行っていく。また、担任のみならず、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携した取り組みを行えるよう体制を整える。

○日常的な児童の状況把握（欠席確認 健康観察 連絡帳 服装・持ち物 友人関係 集団登下校・・・）に努める。

○家庭訪問（4～5月）、教育相談期間（児童・保護者対象 5月・10月・2月）を活用する。

○アンケート（心のアンケート）を学年始め・各学期末等定期的に実施する。

・携帯電話やインターネットの扱いについても把握する内容を盛り込む。

○スクールカウンセラー（手賀中学校・風早北部小学校）による面談や授業参観から得た情報を共有する。

5 いじめの相談について

◎児童、保護者に相談窓口を周知し、担任以外の職員にも相談しやすい体制を整える。

○教育相談担当者（生徒指導部 養護教諭）の配置

○セクハラ相談担当者（職員担当：養護教諭，児童担当：生徒指導主任）の配置

○悩み相談箱（保健室前）の設置

◎学校以外の相談・通報のための窓口を児童及び保護者に伝える。

○やまびこ電話相談（0120-66-3741）・いじめ e メール相談及び通報（QRコード利用）
24時間子供 SOS ダイアル（0120-0-78310）・STOP it(AppStore Google Play)でダウンロード

6 いじめを認知した場合の対応について

◎一次対応

○正確な事実確認

○心のケア

- ・ いじめを受けた児童の状態に合わせて見守り続ける。
- ・ いじめを行う児童に対して、教育的配慮のもと、事情や心情を聞き取り、抱えている困難を解明し、心理や福祉の専門家等の協力を得て、継続支援を行う。

○報告・連絡・相談

- ・ 得た情報を適切に整理し、対応策を協議するとともに、全教職員でその内容を共有する。
- ・ 保護者から「いじめではないか」との相談や訴えには安心して話せる環境と、十分な時間、真摯な態度でじっくりと聞き、正確に記録する。
- ・ 事実関係、今後の対応、徹底して守り抜くこと等を本人、保護者にも誠意をもって伝え、解決に向けての協力を得る。（必要に応じて、家庭訪問等により、直接説明する。）
- ・ 把握した内容を速やかに、事実を正確に保護者に連絡する。
- ・ 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努める。
- ・ 必要に応じて、教育委員会や生徒指導関係機関に報告、連絡、相談する。

◎二次対応

○指導・支援方針及び対応策の協議

- ・ 「校内いじめ対策委員会」でいじめを受けている児童やいじめた児童、周囲の児童への指導、支援方針と具体的な方策を協議する。

○共通理解

- ・ 指導・支援方針及び対応策、役割分担を明確にし、全教職員、保護者で共通理解を図りながら、被害児童、加害児童、傍観者等への指導・支援にあたる。

○連絡・報告・相談：新たに分かった事実や今後の指導方針を伝える。

◎三次対応

○再発防止及び継続的な指導・支援

- ・ いじめが解消した場合でも、教育相談、日記、連絡帳、アンケート、等でその後の状況把握を行う。
 - ・ 学校、学級で共感的人間関係づくりに努め、自己存在感が高まる取り組みを行う。
 - ・ いじめられた児童、いじめた児童双方に肯定的に関わり、良さを伸ばしながら自信を取り戻させる。
 - ・ スクールカウンセラーや関係機関との連携を継続していく。
- （学びの場の確保として、教育支援センター、学習相談室への通級・通室）

7 いじめの指導について

◎いじめの被害者への指導

- 管理職の指導のもと、担任、生徒指導部担当者を中心に、事実確認を行う。
 - ・ 短時間で正確に事実を確認する。

- ・記録する。

○心の安定を図る。

- ・指導，支援の場所，時間に配慮する。
- ・被害児童，情報提供児童等を守るための体制を整え，安心感を与える。特に，登下校時，清掃時，休み時間等に教師の目が届くようにする。
- ・必要に応じて，別室登校等の緊急措置をとる。
- ・辛い気持ちを受け止めながら支援する。
- ・「最後まで守り抜く。」ことや「秘密を守る。」ことを伝え，安心感を持たせる。
- ・児童の状況に応じて，担任以外の教師も支援にあたる。

○自信を持たせる。

- ・自己肯定感を高めるような言葉がけをする。

◎いじめの加害者への指導

○管理職の指導のもと，担任，生徒指導部担当者を中心に，事実確認を行う。

- ・短時間で正確に事実を確認するとともに正確に記録する。

○いじめ発生の背景を捉える。

- ・いじめた気持ちや状況を十分に聞く。
- ・当事者の言い分だけでなく，日頃の観察や当事者以外からの情報にも配慮する。

○いじめは人として許されない行為であることを認識させる。

- ・毅然とした対応をとるとともに粘り強く指導にあたる。
- ・いじめられる側の気持ちを理解させる。

○加害者や情報提供者に圧力をかけたり，さらにいじめがエスカレートすることのないように配慮する。

○内容を児童・保護者に周知し，二度といじめをしない解決の手立てをとる。

◎いじめの傍観者への指導

○いじめの理解

- ・見て見ぬふりをしたり，はやし立てたりする行為も，いじめと同様であることを理解させる。「いじめを許さない。」という気持ちを持たせる。

○共感的な人間関係づくり

- ・互いを認め合う学級づくりに努める。
- ・生徒指導の機能を生かしたわかる授業を展開する。
- ・係り活動や作品展示の在り方を工夫改善し，一人一人が自己存在感を味わえるようにする。

◎ネット上のいじめへの対応

○トラブルの解決に向けて

- ・ネット上の不適切な書き込み，名誉棄損，プライバシー侵害等があった場合プロバイダに対して速やかに削除を求める。全中学1年生の映像教材の活用授業

- ・必要に応じて少年補導センター又は地方法務局の協力を求める。
- 児童に被害が生じるおそれがある時
 - ・警察に通報し、適切に援助を求める。
- ◎特別な支援を必要とする児童生徒への対応（特別支援教育の推進）
 - 個々の児童のニーズに応じた支援体制
 - 各種サポート人員の配置による支援の充実
 - 各種研修による教職員の資質の向上
- ◎配慮を要する児童生徒への対応
 - 外国にルーツのある児童生徒への対応
 - 家庭環境に特別な事情がある児童生徒の対応（SSW等の活用）
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への理解と対応
 - 被災地等から避難している児童生徒等への理解と対応
 - 感染症等に関する人権への配慮と対応
- ◎SOSの出し方に関する教育の推進
 - 映像教材等の活用
 - 児童生徒が悩みを抱えたときに助けを求めること等の教育
- ◎中学校区における小中学校及び地域との連携推進
 - 情報交換・情報共有
 - 学区全体で子どもたちを見守る体制作り

8 重大事態への対処について

重大事態：児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある。または、自死したり、自死の企図をしたりなどが認められる場合及びいじめによる児童生徒が期間（年間30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時すみやかに対応・対処すること。

児童生徒の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して判断する。

（例：教室に入れず別室登校となる、当該校へは復帰ができないと判断し転学する等）

- ◎連絡・報告（緊急時には、状況に応じて臨機応変に対応する。）

校内：発見者→担任→生徒指導主任→教頭→校長

外部機関：校長(教頭)→教育委員会 児童生徒課：第一報後、事故報告書提出

本庁舎Tel：04-7167-1111（児童生徒課直通 04-7191-7210）

→警察 柏警察署 Tel：04-7148-0110

手賀駐在所 Tel：04-7191-9110

→少年補導センター Tel：04-7164-7571

- ◎調査段階において、教育委員会や第三者の参加を含めた組織（柏市いじめ重大事態調査検証委員会）を編制し、公平性、中立性を確保しながら対応する。

○関係者の意向を配慮し、必要に応じて市長部局と連携を図りながら対応する。

◎事実としっかり向き合い、事実関係を明確にする。

◎いじめを受けた児童の保護者及びいじめた児童の保護者に対して、必要な情報を提供するとともに、その後の対応について理解を求める。

◎臨時保護者会を開催し、事実の報告、学校の対応等を説明し、早期に正常な学校生活を再開できるようにする。

9 公表、点検、評価等について

◎年度初めの教育課程説明会において、いじめ防止基本方針の説明を行い、「チャレンジ・喜びプロジェクト」の「いじめ0」の取り組みについて理解と協力を求める。

・教育活動説明会：4月

◎ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載する。

◎アンケート（なかよしアンケート）により、児童の悩みやいじめの実態を定期的に点検する。分析を行い、これに基づき対応を取る。

◎教育活動説明会や報告会、学校評価アンケートにより、いじめ防止の取り組みについての意見を求め、自己評価する。さらに学校評価としてまとめ、必要に応じて見直しを図り修正していく。

・教育活動報告会：12月

・学校評価：教職員 7月 12月

保護者 12月（教育活動報告会時）

○年間の計画（実施月は目安です。）

1 学期
4月・年度初めの職員会議で、自校の「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る ・教育活動説明会 ・家庭訪問（4～5月状況に応じて） 5月・教育相談 6月・いじめアンケート（実施年度末から5年間保存） 7月・個人面談 ・学校評価（職員）
◎いじめ防止や人権教育に関する研修会を実施する。（長期休業中）
2 学期

9月・教育相談 10月・いじめアンケート 10月・教育相談 12月・個人面談 ・学校評価（職員） ・教育活動報告会（保護者学校評価含む）

3学期
1月・教育相談 2月・いじめアンケート

1年間を通した活動等

- ◎副読本や映像教材等を活用し，毎学期に1時間以上のいじめや人権に関する授業を実施する。
- ◎集団登下校において，互いに気遣う気持ちを持たせ，安全・安心な生活づくりに努めさせる。
- ◎保護者と日常的に連絡を取り合う関係を築く。（欠席連絡，学校や家庭での様子等）
日常的な児童の状況把握（欠席確認 健康観察 連絡帳 服装・持ち物 友人関係 集団登下校等）に努める。
- ◎異学年清掃（たて割り活動）異学年との組織的な取り組みを行いながら，互いに気遣う姿勢を養う。